

世界標準債券ファンド(1年決算型)

愛称:ニューサミット(1年決算型)

追加型投信／内外／債券



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「世界標準債券ファンド(1年決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月17日に関東財務局長に提出しており、2024年4月18日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	28兆8,946億円 (2024年1月末現在)

ファンドの目的

主として、国際経済・国際政治の動向に大きな影響を与えるとみられる国や地域の通貨建てのソブリン債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1 国際経済・政治の動向に大きな影響を与えるとみられる国や地域^{*1}の通貨を投資対象とします。

^{*1} 2024年1月現在、G20の構成国・地域とします。投資対象通貨は将来変更となる可能性があります。

2 投資対象通貨の中から3通貨^{*2}程度を選定し、当該通貨建てのソブリン債に投資します。

^{*2} 市況動向および資金動向などにより、組入通貨数が変動する可能性があります。

- 投資通貨は、原則として、長期債務格付でBBB(Baa)格相当以上の国や地域の3通貨程度とします。ただし、投資通貨のうち最低1通貨は、AAマイナス(Aa3)格相当以上の国や地域の通貨とします。
- 投資通貨および投資比率は、金利水準、経済情勢、政治の安定性、市場の流動性などを考慮して決定します。
- 投資債券は、原則として、BBB(Baa)格相当以上の格付が付与されているソブリン債とします。

※上記の格付基準は買付時におけるものです。また、格付は買付後に変更となる可能性があります。

3 年1回、決算を行ないます。

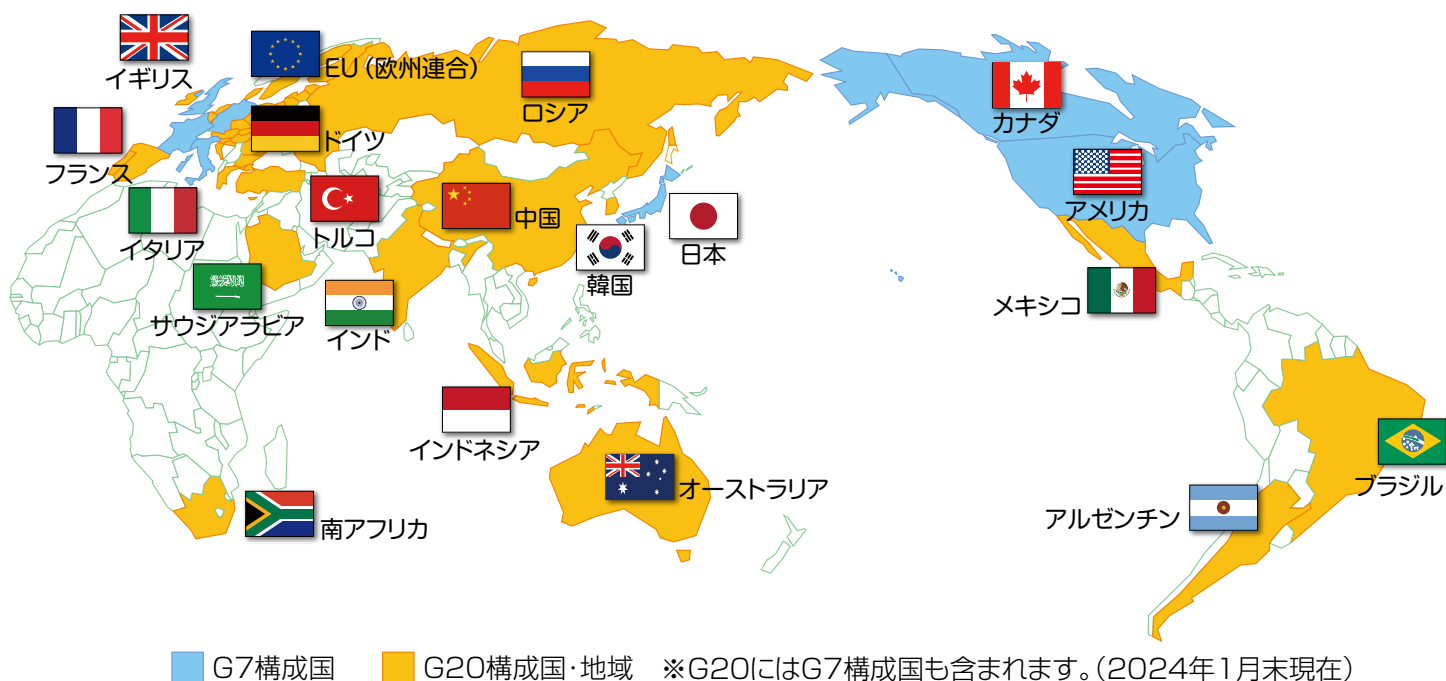
- 毎年7月17日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

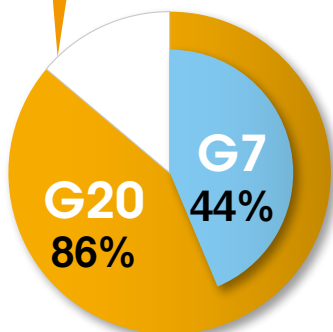
● 世界経済を動かすG20

- G20(Group of 20)は、経済規模の大きい先進国や、今後高い成長が予想される新興国など、20の国・地域で構成されています。
- G20の経済規模、貿易額、人口は世界の大半を占めており、世界経済の中核といえます。



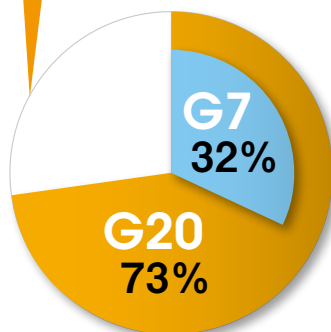
経済規模

世界のGDP総額:
100兆米ドル(2022年)



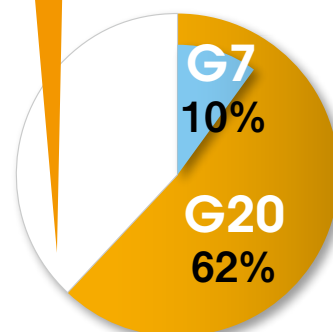
貿易額

世界の輸出入額総計:
50兆米ドル(2022年)



人口

世界の人口:
79億人(2021年推計)



※以下のデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。
 経済規模:IMF「World Economic Outlook, October 2023」、貿易額:国連「Monthly Bulletin of Statistics Online」、
 人口:国連「World Population Prospects 2022」

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

G20*3の中から3通貨程度を選定

*3 投資対象通貨は将来変更となる可能性があります。

- 投資通貨は、原則として、長期債務格付でBBB(Baa)格相当以上の国や地域の3通貨程度とします。

ただし、投資通貨のうち最低1通貨は、AAマイナス(Aa3)格相当以上の国や地域の通貨とします。

※上記の格付基準は買付時におけるものです。なお、債務履行能力が高いと運用会社*4が判断した場合は、BB(Ba)格相当以下の国や地域の通貨に投資する場合があります。

*4 当ファンドの主要投資対象である外国投資信託の運用会社である日興アセットマネジメント ヨーロッパリミテッドをさします。

信用格付と投資対象

	S&P社	ムーディーズ社
低	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
高	C	C

※上記は、信用格付における一般的な定義です。

G20構成国・地域の格付

国名	S&P社	ムーディーズ社	国名	S&P社	ムーディーズ社
オーストラリア	AAA	Aaa	メキシコ	BBB+	Baa2
カナダ	AAA	Aaa	インドネシア	BBB	Baa2
ドイツ	AAA	Aaa	イタリア	BBB	Baa3
アメリカ	AA+	Aaa	インド	BBB-	Baa3
フランス	AA	Aa2	南アフリカ	BB	Ba2
韓国	AA	Aa2	ブラジル	BB	Ba2
イギリス	AA	Aa3	トルコ	B	B3
中国	A+	A1	アルゼンチン	CCC-	Ca
日本	A+	A1	ロシア	なし	なし
サウジアラビア	A	A1			

※上記の格付は2024年1月末時点で自国通貨建長期債務に対して付与されているものです。

※EUは単一国ではないため自国通貨建長期債務格付はありません。

※格付は将来変更となる可能性があります。

3通貨程度を選定してソブリン債に投資

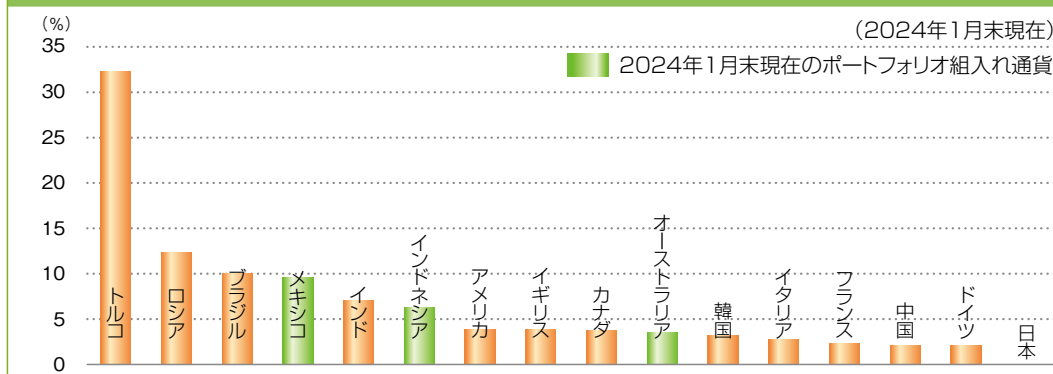
- 投資通貨および投資比率は、金利水準、経済情勢、政治の安定性、市場の流動性などを考慮して決定します。

- 投資債券は、原則として、買付時においてBBB(Baa)格相当以上の格付が付与されているソブリン債とします。

※上記の格付基準は買付時におけるものです。なお、債務履行能力が高いと運用会社*4が判断した場合は、BB(Ba)格相当以下のソブリン債に投資する場合があります。

*4 当ファンドの主要投資対象である外国投資信託の運用会社である日興アセットマネジメント ヨーロッパリミテッドをさします。

〈ご参考〉G20構成国・地域の金利水準



※上記の金利と実際の組入債券の金利水準は異なります。

※上記は3年国債の利回りです。なお、データ取得の都合上、南アフリカ、サウジアラビア、アルゼンチン、EUについては記載していません。

※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成。

ソブリン債とは

ソブリン債とは、各国政府や政府機関、国際機関などが発行する債券の総称で、安全性の高い債券の代表的なものといわれています。ソブリンは、英語のsovereign(主権を有する、最高の)からきています。

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

● 3通貨程度を選定して投資

- 投資対象通貨の中から格付により通貨を絞り込み、さらに相対的に金利水準の高い3通貨程度を選定することで、信用リスクに配慮しながら高い金利収入の獲得をめざします。

3通貨程度を選定して投資する場合と幅広く分散投資する場合の比較

	3通貨程度を選定する場合	G20の国・地域全体に幅広く分散投資する場合
金利水準	相対的に金利水準が高い通貨を選定することで、高い金利収入の獲得が期待される	相対的に金利水準の低い国への投資も行なわれることから、全体として金利水準が低くなる
格付	格付により投資通貨を絞り込むことで、相対的に高い格付の国の通貨に投資が可能となる	相対的に格付の低い国の通貨も含まれることとなる
為替変動リスク	経済情勢や市場の流動性などを考慮して通貨を絞り込むことで、為替変動リスクの低減に配慮するが、通貨数を絞り込むことから、幅広く分散する場合と比較して為替変動は大きくなる傾向にある	幅広く分散投資することで、為替変動リスクの低減が期待される

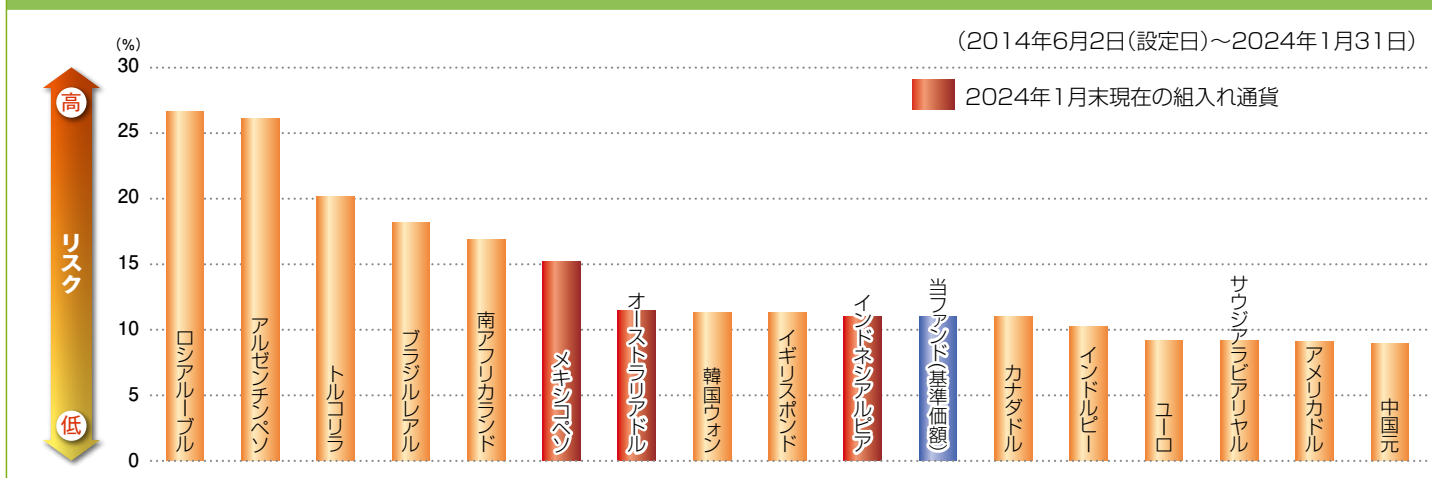
※当ファンドの主要な資産の状況については、後述の「運用実績」をご参照ください。

● 為替変動リスク

- 一般に新興国や高金利の国の通貨の為替変動は大きくなる傾向があります。単一通貨への投資ではリスクが高いものの、複数通貨を組み合わせることで、リスク水準を低減することが期待できます。

※ただし、投資通貨が日本円に対して一方方向へ変動するような局面においては、為替変動リスクが大きくなる場合があります。

〈ご参考〉為替変動リスク(対円)の比較



※リスクは日次リターン標準偏差を年率換算したものです。

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の分配金再投資基準価額の値です。分配金再投資基準価額とは、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

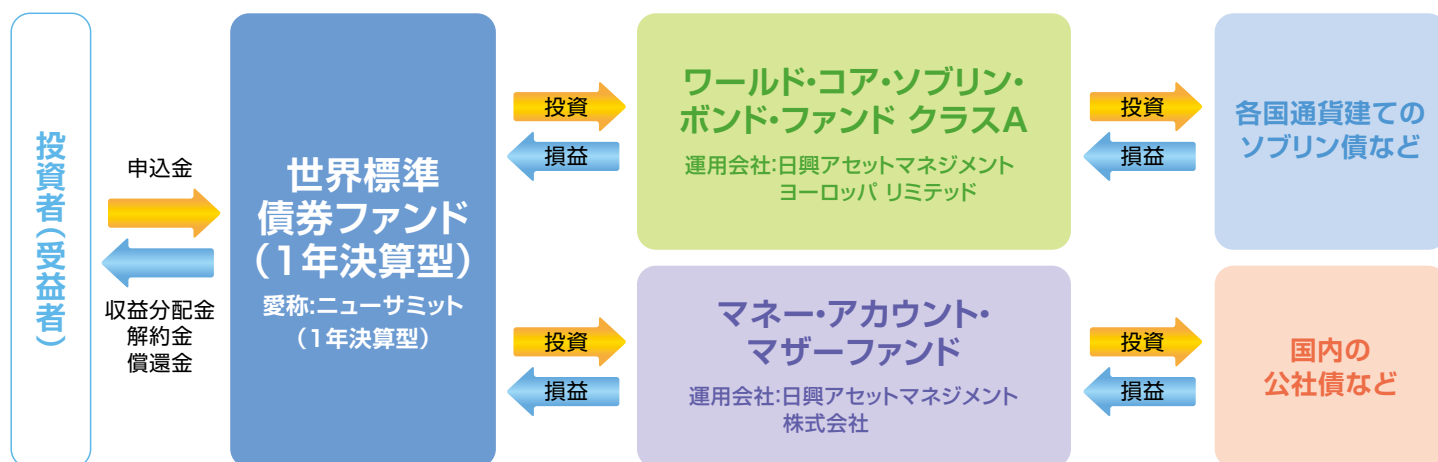
※グラフ中の当ファンドのリスクは、通貨の動き、債券の金利収入・価格変動の影響を受けますので為替変動リスク以外のリスク(金利変動リスク、信用リスクなど)も含まれます。

※当ファンドの投資通貨は時期によって異なります。

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果、リスク水準などを約束するものではありません。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・ 新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・ 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・ 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

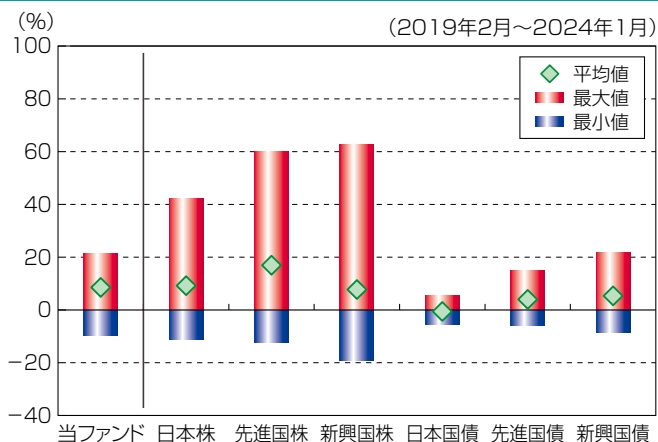
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
 - 上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2024年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.4%	9.1%	16.8%	7.6%	-0.7%	3.9%	5.2%
最大値	21.3%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	14.8%	21.5%
最小値	-9.8%	-11.4%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

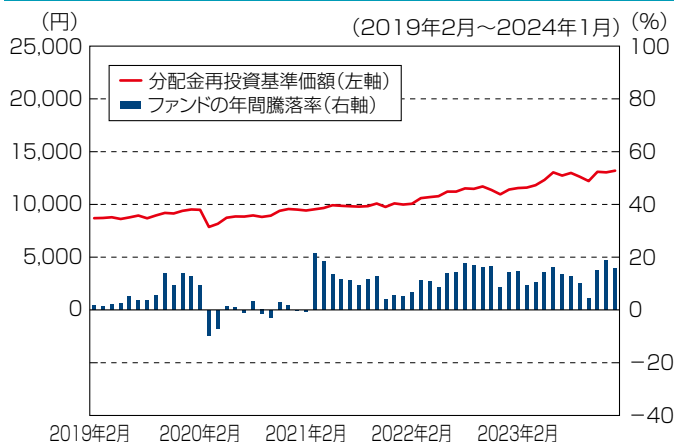
日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

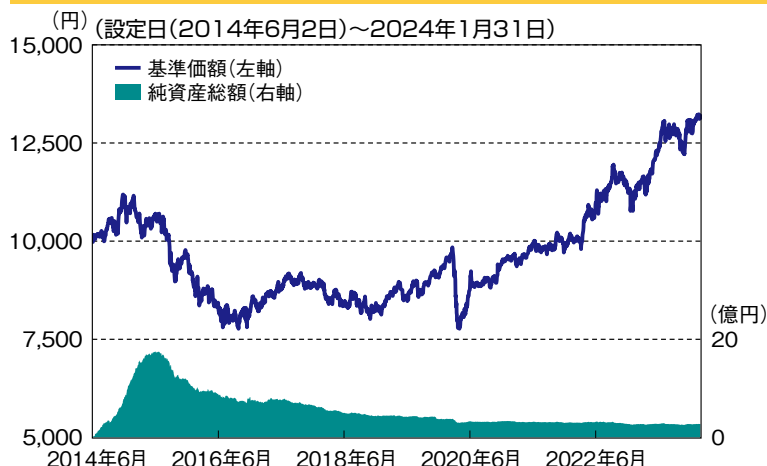


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 13,195円

純資産総額…………… 2.74億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比 率
ワールド・コア・ソブリン・ボンド・ファンド クラスA	96.9%
マネー・アカウント・マザー・ファンド	0.1%
その他	3.0%

<通貨別構成比>

通貨	比 率
メキシコペソ	33.8%
インドネシアルピア	33.8%
オーストラリアドル	31.9%
日本円	0.2%
その他	0.2%

※決済用にアメリカドルやユーロなどの主要通貨を保有する場合があります。

※比率は小数点以下第2位を四捨五入しています。比率はその他があるため100%とならない場合があります。

※上記は日興アセットマネジメント ヨーロッパリミテッドより提供された情報です。当該外国投資信託の数値です。

※比率は当該外国投資信託の純資産総額比です。

ワールド・コア・ソブリン・ボンド・ファンド クラスAのポートフォリオの内容

<格付別構成比>

短期金融商品	A-1	0.0%
	A-2	0.0%
	A-3以下	0.0%
	平均格付	—
債券	AAA	38.2%
	AA	5.7%
	A	0.0%
	BBB以下	55.6%
	平均格付	A+

※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<公社債種別構成比>

国債	76.9%
政府機関債	
政府保証債	
国際機関債	22.6%

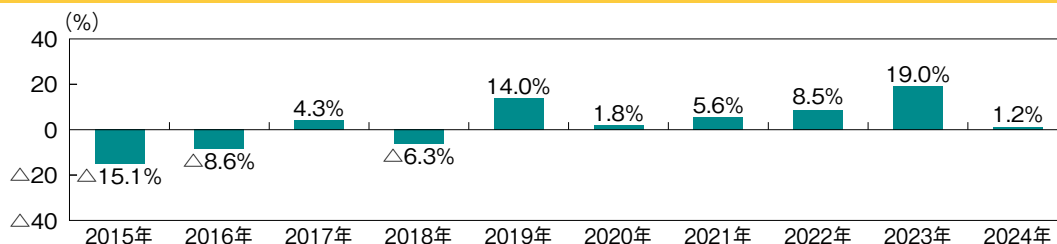
<ポートフォリオの特性値>

最終利回り	6.88%
平均残存年数	10.27年

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。

※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2024年は、2024年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2024年4月18日から2024年10月17日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2029年7月17日まで（2014年6月2日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年7月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.144%(税抜1.04%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞ <table><tr><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>1.04%</td><td>0.36%</td><td>0.65%</td><td>0.03%</td></tr></table> <table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.04%	0.36%	0.65%	0.03%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																
	1.04%	0.36%	0.65%	0.03%																
	委託会社	委託した資金の運用の対価																		
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																			
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.31%程度																			
実質的な負担	純資産総額に対し年率1.454%(税抜1.35%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。																			
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。																		
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年4月17日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率 -----

対象期間:2022年7月20日～2023年7月18日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.54%	1.14%	0.40%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

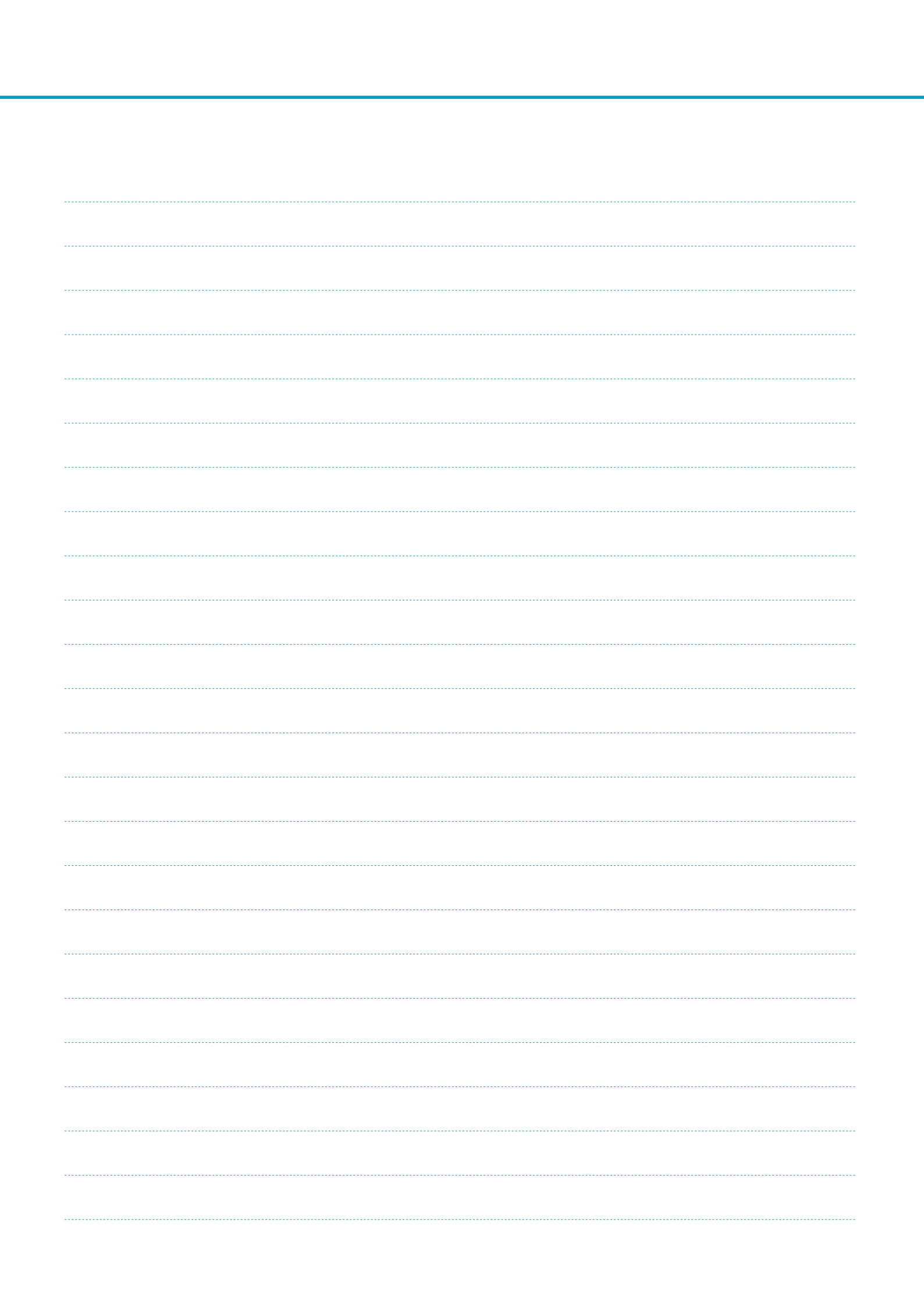
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用(事務管理費用、資産の保管費用、監査費用、信託財産に関する租税など)がある場合がありますが、上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

Lined area for notes, consisting of multiple horizontal dashed lines.



このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいてお渡しするものです)

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

【クーリング・オフの適用について】

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【ファンドにかかる手数料等について】

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

- 申込手数料: 申込金額(手数料込み)に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額

※ 申込代金から申込手数料をいただきますので、申込代金の全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません(裏面に具体的な計算例を示していますのでご確認ください)。

※ 当ファンドの申込手数料率は別項の「お申込手数料率のご案内」でご確認ください。

- 信託財産留保額: ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額
ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額

- 解約手数料: かかりません

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬: 純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

- その他の費用: 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など(運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。投資対象とするファンドにおいて負担する場合を含みます)。

申込手数料以外の詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◆ファンドの終了について

一定の事項に抵触した場合は繰上償還することがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

三井住友信託銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

◆当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

三井住友信託銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社においてファンドのお取引が行われる場合は、以下の方法により取り扱いたします。

- 当社では投資信託のお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます)には、取引報告書を原則として郵送によりお客さまに交付いたします。

◆当社の概要(販売会社に関する情報)

商号等	三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号
本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号		
資本金	3,420億円(2023年3月31日現在)		
設立年月日	1925年7月28日		
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会		
当社の苦情処理措置 及び紛争解決措置	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター または一般社団法人全国銀行協会を利用 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772		
認定投資者保護団体 業務の概要	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。 信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併営業務、登録金融機関業務		

※ 本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。

上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

金融ADR制度(苦情処理・紛争解決手続)について

- 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるといわれています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。
- お取引の指定ADR機関、または、指定ADR機関がない場合の当社の苦情処理・紛争解決手続き(苦情処理措置および紛争解決措置)については、目論見書補完書面の「当社の概要」をご覧ください。

お申込み手数料に関するご留意事項

1. 申込手数料の具体的な計算例

金額指定で購入する投資信託の申込手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 申込手数料率が3.30%(税込)、基準価額が1万口あたり10,000円の投資信託を100万円の申込金額(手数料込み)で購入される場合

$$\begin{aligned} \text{① 1万口あたりの申込手数料(税込)} & \quad 10,000\text{円} \times 3.30\% = 330\text{円} \\ & \quad \text{(基準価額)} \quad \text{(申込手数料率)} \\ \text{② 購入口数の計算} & \quad 1,000,000\text{円} \div \left(\frac{10,000\text{円} + 330\text{円}}{1\text{万口あたり}} \right) \times 10,000 = 968,055\text{口} \\ & \quad \text{(申込金額)} \quad \text{基準価額} \quad \text{申込手数料} \\ \text{③ 申込手数料(税込)の計算} & \quad 330\text{円} \times 968,055\text{口} \div 10,000 = 31,945\text{円} \\ & \quad \text{(1万口あたりの申込手数料)} \quad \text{(購入口数)} \end{aligned}$$

2. 投資信託のお申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

《例》お申込手数料率が3%(税抜)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜)】

1年	3.00%
2年	1.50%
3年	1.00%
4年	0.75%
5年	0.60%
⋮	
⋮	

※ 投資信託によっては、お申込手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※ 左記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や償還までの期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、左記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

三井住友信託銀行へのお問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。

0120-921-562

【受付時間】 平日 9:00~17:00

(土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。)

なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

目論見書補完書面(投資信託)

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

お申込み手数料率のご案内

〈商品名〉

世界標準債券ファンド (1年決算型)

〈愛称〉

ニューサミット(1年決算型)

■ 申込手数料率 ■

申込金額	手数料率
1,000万円未満	3.30% (税込)
1,000万円以上1億円未満	2.20% (税込)
1億円以上	1.10% (税込)

スイッチングのお申し込みは無手数料です。

- 上記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービス等を別に定める場合はこの限りではありません。
- 詳細および最新情報は、当社ホームページまたはお取引店でご確認ください。

〈三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項〉

■ 投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■ その他重要なお知らせ

- ・ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・ 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- ・ 当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・ 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・ 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。